

地域福祉支援計画の計画期間に係る検討

1 検討の趣旨

地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間を計画期間として、平成 27 年 3 月に改定したところであるが、地域福祉の状況がめまぐるしく変化する中で、5 年計画のままでは、中間見直しを行うものの、適切に課題やニーズを把握し、対応することが難しくなっている。

また、支援計画と密接に関連しているかながわ高齢者保健福祉計画等は、計画期間を 3 年間としている。

こうしたことを踏まえ、計画期間の見直しの要否について、検討する必要があると考えている。

2 現状の計画期間（5 年間）

第 1 期計画：平成 17～21 年度（中間年度である平成 19 年度に中間見直しを実施）

第 2 期計画：平成 22～26 年度（中間年度である平成 24 年度に中間見直しを実施）

第 3 期計画：平成 27～31 年度（中間年度である平成 29 年度に中間見直しを予定）

【参考】他の個別計画の計画年度

計画名	策定状況	計画期間
かながわ高齢者保健福祉計画	○（H27～29）	3 年
神奈川県障害福祉計画	○（H27～29）	3 年
かながわ障害者計画	○（H26～30）	5 年
かながわ子どもみらいプラン	○（H27～31）	5 年
神奈川県子どもの貧困対策推進計画	○（H27～31）	5 年
神奈川県社会福祉協議会活動推進計画	○（H28～31）※	4 年

※ 5 年計画であるが、地域福祉支援計画と計画期間を合わせるため、
今年計画は 4 年としている。

3 計画期間の規定

支援計画の計画期間は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 14 年 4 月 1 日社援発第 0401004 号厚生労働省社会・援護局長通知）により、次のとおり示されている。

（地域福祉支援計画）

支援計画の計画期間は、他計画との調整が必要であることから概ね 5 年とし 3 年で見直すことが適当である。また、都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

※市町村地域福祉計画においても、同様の内容が示されている。

【参考】近県の地域福祉支援計画策定状況と計画期間

	策定状況		計画期間
	策定済	未策定	
東京都	○	○※ ¹	—
千葉県	○（H27～32）		6年※ ²
埼玉県	○（H27～29）		3年
群馬県	○（H27～31）		5年
茨城県	○（H26～30）		5年
栃木県	○（H28～32）		5年
神奈川県	○（H27～31）		5年

※¹ 平成18年2月に福祉や医療等を総合的に盛り込み、都の施策や市区町村支援を示した「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定し、地域福祉の推進を図っているため、法定計画ではあるが、都道府県地域福祉支援計画は策定していない。

※² 前期計画は5年計画

【参考】全国の地域福祉支援計画（計画期間）

地域福祉支援計画を策定していると回答した37都道府県における、計画期間は以下のとおりとなっている。

【計画期間】

計画期間	回答数
3年	3
4年	2
5年	25
6年	1
10年	3
11年	1
無回答	2
合計	37

（出典）平成24年度厚生労働省社会福祉推進事業『社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定・実施・評価における課題に関する調査研究事業』

【参考】県内の市町村地域福祉計画（計画期間）

計画期間	3年	4年	5年	6～10年	10年以上
市町村数	2	2	19	4	1